

平成19年度の財政健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標(「健全化判断比率」と公営企業ごとの資金不足率(「資金不足比率」)を公表することとされました。

(単位：%)

| | 健全化判断比率【播磨町】 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | | 14.31 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | | 19.31 | 40.00 |
| 実質公債費比率 | 4.8 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | | 350.0 | |

赤字額がない場合、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「 」と表示します。

将来負担比率については、算定されない場合「 」と表示します。

(単位：%)

| | 資金不足比率【播磨町】 | 経営健全化基準 |
|-----------|-------------|---------|
| 水道事業会計 | | 20.00 |
| 下水道事業特別会計 | | 20.00 |

資金不足が生じない場合は「 」と表示します

健全化判断比率における各指標について

『実質赤字比率』とは・・・

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を町税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

毎年4月に始まり3月に終わる地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が歳出に不足してしまい赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消できないと、翌年度に繰り越されることとなりますが、翌年度においてその分の歳入確保又は歳出削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくこととなります。

本町の場合は、実質収支は5.7億円(9.0%)の黒字となるため、実質赤字比率は「 」と表示されま

『連結実質赤字比率』とは・・・

播磨町には、一般会計のほかに国民健康保険事業特別会計等4つの特別会計（財産区除く）と水道事業会計があります。その全ての会計の赤字や黒字を合算し、その団体全体の資金の不足の程度を把握するため、町税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

地方公共団体の会計は、地方税を主な財源とし、福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。

会計が分かれているといっても、地方公共団体としての法人はひとつですから、全体の状況を把握することは重要です。一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況がいいとは言えません。

例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている事業（例：水道や下水道などの公営企業）の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

本町の場合は、連結実質収支は15.9億円（25.3%）の黒字となるため、連結実質赤字比率は「 」と表示されます。

『実質公債費比率』とは・・・

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

一般会計の公債費は、当然、一般会計の義務的な負担になりますが、公営企業等ほかの会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、近隣市町村との組合により整備したゴミ処理施設に係る負担金なども一般会計の義務的な負担となります。このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなどの一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

本町の場合は、実質公債費比率は4.8%となり、前年度と比較して算定方法の変更も影響し、6.0ポイント下がっています。

『将来負担比率』とは・・・

地方公共団体の一般会計の借入金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で支払いを約束したもの（債務負担行為）、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、また、近隣市町村との組合により整備したゴミ処理施設に係る地方債のうちその団体の負担分などがあります。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかねばなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

本町の場合は、将来負担比率は96.8%となり、将来負担額が算定されないため「 」と表示されます。

『資金不足比率』とは・・・

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることとなります。

本町の場合は、水道事業、下水道事業がこの比率の対象となりますが、いずれも資金不足は発生しませんでした。